様式第十三（第三十一条関係）

裁　決　申　請　書

［略］

都市再開発法第73条第１項第３号、第８号、第16号又は第17号の価額について、同法第83条第３項の規定により同条第２項の意見書を採択しない旨の通知を受けたので、同法第85条第１項の規定により、下記のとおり裁決を申請します。

記

［略］

３　都市再開発法第73条第１項の権利変換計画において定められた同項第３号、第８号、第16号又は第17号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額

４　都市再開発法第73条第１項の権利変換計画において定められた同項第３号、第８号、第16号又は第17号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳

［略］

様式第二十一（第三十七条の五関係）

㈠～㈦　［略］

㈧　法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

備考

１～５　［略］

６　法第118条の25第２項において準用する法第109条の３第５項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。

７　［略］

様式第十三（第三十一条関係）

裁　決　申　請　書

［同左］

都市再開発法第73条第１項第３号、第11号又は第12号の価額について、同法第83条第３項の規定により同条第２項の意見書を採択しない旨の通知を受けたので、同法第85条第１項の規定により、下記のとおり裁決を申請します。

記

［同左］

３　都市再開発法第73条第１項の権利変換計画において定められた同項第３号、第11号又は第12号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額

４　都市再開発法第73条第１項の権利変換計画において定められた同項第３号、第11号又は第12号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳

［同左］

様式第二十一（第三十七条の五関係）

㈠～㈦　［同左］

［様式を加える。］

備考

１～５　［同左］

［項を加える。］

６　［同左］